

ご利用ください！

50人未満の事業場が対象です

地域産業保健センター

地域産業保健センター（正式名称：産業保健総合支援センター地域窓口）は、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの以下の産業保健サービスを無料で提供しています。地域産業保健センターは、独立行政法人労働者健康安全機構が運営し、県内8か所に設置（裏面をご参照ください）されています。



〔各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必ず要です。また、利用回数には制限があります。〕

1 メンタルヘルスを含む労働者の健康管理にかかる相談（事業者・労働者向け）

健康診断結果で有所見の労働者に対して、また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

なお、地域産業保健センターは医療機関ではありませんので、診療、カウンセリング等はいえませんが、必要に応じて、医療機関等適切な機関をご紹介します。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（事業者向け）

健康診断の結果「異常の所見がある」と診断された労働者については、労働安全衛生法第66条の4に基づき、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

3 「長時間労働者」に対する面接指導（事業者向け）

月80時間を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる等法定の要件に該当する労働者については、事業者は医師による面談を実施しなければなりません。さらに、法定の要件に該当しなくても、長時間労働を行った労働者について、事業者は医師による面談を受けさせるよう努める必要があります。このため、当センターでは産業医の選任義務のない小規模事業者向けに、医師による面接指導を実施します。

4 「ストレスチェックにかかる高ストレス者」に対する面接指導（事業者向け）

労働者数50人未満の小規模事業場では労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施は任意ですが、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のためにも実施することをお勧めしています。

このストレスチェックの結果、医師による面接指導を希望する旨の申し出が労働者からあった場合、各センターでは産業医の選任義務のない小規模事業者向けに、医師による面接指導を実施します。

地域産業保健センター 所在地及び支援対象エリア一覧

名称	所在地	電話・FAX	支援対象エリア
三島・伊豆	三島市南本町4-31 三島市医師会内	TEL:055-981-9888 FAX:055-981-9888	三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡
沼津・御殿場	沼津市八幡町 82 沼津医師会内	TEL:055-962-8076 FAX:055-962-1236	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
富士	富士市伝法 2850 富士市医師会内	TEL:0545-57-5211 FAX:0545-57-5211	富士市、富士宮市
清 庵	静岡市清水区渋川 2-12-1 静岡市清水医師会内	TEL:054-348-2332 FAX:054-348-7734	静岡市清水区
静 岡 市	静岡市葵区東草深町 3-27 静岡市静岡医師会内	TEL:054-245-6136 FAX:054-245-6137	静岡市葵区、静岡市駿河区
志太榛原	藤枝市南駿河台 1-14-2 志太医師会内	TEL:054-646-5248 FAX:054-646-5248	島田市、藤枝市、牧之原市、焼津市、榛原郡
中 東 遠	磐田市竜洋中島 34-3 K's ガーデンⅡ 102 号室	TEL:070-2153-1829 FAX:0538-66-0007	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、周智郡
浜 松	浜松市中区伝馬町 311-2 浜松市医師会内	TEL:053-458-1148 FAX:053-454-1737	浜松市、湖西市

ご利用日時につきましては、地域産業保健センターによって異なりますので、直接お問い合わせください。

静岡産業保健総合支援センターでは以下のような支援も実施しています。
これらの支援につきましては、下記の静岡産業保健総合支援センターあて直接お申し込みください。

○ 治療と仕事の両立支援（事業者・労働者向け）（企業規模不問）

「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲と能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられるための取り組みです。

当センターでは、①事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ、労働者（患者）からのご相談に電話・メール・面談等でお受けする「相談支援」、②これから両立支援に取り組む企業等からご依頼により保健師や両立支援促進員が事業場を訪問し、職場環境整備への助言などを行う「訪問支援」、③具体的に労働者（患者）が治療を継続しながら就労したいと申し出た場合などの「調整支援」を実施しています。

○ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援（事業者向け） （労働者が 300 人未満の中小規模事業場が対象）

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフ（産業カウンセラー、保健師、社労士等）が事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督署や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も行います。

静岡産業保健総合支援センター

〒420-0034 静岡市葵区常磐町 2 丁目 13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9 階

TEL : 054-205-0111 FAX : 054-205-0123

ご利用時間 : 8:30~17:15 (毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く)